

○駒澤大学「人を対象とする研究」に関する倫理指針

平成27年4月1日

制定

改正 平成28年4月1日

(目的)

第1 この指針は、駒澤大学（以下、「本学」という。）において、人を対象とする研究を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、科学的にはもとより、研究対象者の人権等を擁護するとともに、適正かつ円滑な研究の推進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この指針において「研究者」とは、本学に所属する教職員の他、学部生、大学院生及び研究員等、本学で研究活動に従事する全ての者を対象とする。

2 前項の学部生及び大学院生が行う研究活動については、関係法令等及び本指針を熟知した指導教員が適切に指導を行わなければならない。特に研究計画等の審査については、指導教員、若しくは所属する学部・学科が責任をもって判断を行うものとする。

(基本原則)

第3 この指針は、本学における人を対象とする研究を適正に行うため、「ヘルシンキ宣言（人間を対象とする医学的研究の倫理的原則、世界医師会総会1964年採択）」、「科学者の行動規範（日本学術会議2006年制定）」、その他関係法令、指針等の趣旨に基づき、人を対象とする研究に対する審査等に必要な事項を定めるものとする。

2 人を対象とする研究を行う研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法、手段でその研究を遂行するとともに、次に掲げる原則を遵守しなければならない。

(1) 人を対象とする研究を行う研究者は、本指針及び本学が定める「学校法人駒澤大学個人情報保護規程」等の諸規程をはじめ、研究に係る関係省庁の法令、指針等及び学会等の指針等を遵守しなければならない。

(2) 人を対象とする研究の実施に際しては、協力者に対して差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。

(3) 人を対象とする研究の実施に際しては、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に注意を払い、公共性に配慮し適切に対応しなければならない。

(用語の定義)

第4 この指針で使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、個人情報、個人の意見や行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動をいう。
- (2) 「研究対象者」とは、研究の対象となる者の総称をいい、実験研究において実験の対象として実験に参加する者、フィールド研究等において調査対象として研究に協力する者を含む。

(インフォームド・コンセント)

第5 研究者は、個人情報や個人のデータ等を収集・採取するときは、研究対象者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく説明し、書面、その他の方法により、事前に研究対象者の自由意思に基づく同意を得なければならない。特に同意に関して、特別な配慮を必要とする場合には、次の各号のとおりとする。

- (1) 何らかの身体的又は精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、必ず書面をもって同意を得なければならない。
- (2) 研究対象者が18歳未満の場合は、本人、保護者又は本人の所属する所属長等いずれかの同意を得なければならない。
- (3) 研究対象者が乳幼児、若しくは障がい等で本人の同意を確認することが困難な場合には、保護者又は本人の所属する所属長等の同意を得なければならない。

2 研究者は、次の各号の場合、インフォームド・コンセントの手続きを省略することが出来る。ただし、第3号の場合においては、研究対象者に対して事後なるべく早い段階で説明と同意を得なければならない。

- (1) 無記名調査であり、その他の個人情報を取得しない場合
- (2) 研究対象者の身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性がないもので、質問等への回答をもって同意と判断される場合
- (3) 研究の目的を事前に知らせることにより、研究の実施が不可能となる場合又は研究の実証性等を損なう場合

3 研究者は、研究対象者が同意を撤回したときは、当該個人の情報やデータ等を廃棄しなければならない。

4 研究対象者の同意に関する記録、個人情報や個人のデータの取扱いについては、「駒澤大学個人情報保護方針」、「学校法人駒澤大学個人情報保護規程」及び関係法令等に従って取扱うものとする。

(第三者への委託)

第6 研究者が第三者に委託して、個人情報や個人のデータ等を収集・採取するときは、こ

の指針の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

(学長の職務)

第7 学長は、本学における人を対象とする研究の実施に関する総括責任者とし、次に掲げる職務を行う。

- (1) 研究者からの申請に基づき、本学における人を対象とする研究の計画又は計画の変更の妥当性を確認し、その実施を承認すること。
- (2) 本学における人を対象とする研究の進行状況及び結果を把握し、研究が倫理的、法的又は社会的に適正に実施されるよう必要な措置を講ずること。
- (3) 研究が適切かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定めること。

2 学長は、本指針の定めにより学長の職務とされている事項を、教育・研究担当の副学長に委任することができる。

3 教育・研究担当の副学長は、前項の規定により委任された職務を行ったときは、速やかに学長に報告するものとする。

(学部長等の職務)

第8 人を対象とする研究を実施する大学院各研究科委員長、法曹養成研究科長、学部長等及び各研究所長は、研究が適切かつ安全に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(倫理委員会)

第9 学長は、この指針の適正な運用を図るために、駒澤大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(改廃)

第10 この指針の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 この指針は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行以前に行われている当該研究については、本指針に従って研究を遂行するよう努めなければならない。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。